

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

橋本市長 平木 哲朗

市町村名 (市町村コード)	橋本市 (30203)
地域名 (地域内農業集落名)	恋野地域 (恋野、赤塚、上田、中道、須河、只野、彦谷、谷奥深、北宿、南宿)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- 後継者の目途が付いていない農地が点在し、地域内の担い手だけでは引き受けきれない。
- 水稻では年に数回しか使用しない農業用機械であっても高額なため、先行投資を回収できない。
- 農業用機械の共同利用の仕組みづくりを検討しなければならない。
- 果樹畑は傾斜地での作業となるため農作業に時間と労力を要するが、農業収入が少ない。
- 鳥獣害や害虫（クビアカツヤカミキリやカメムシ）の被害が増加している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- 農地中間管理事業の活用方針
  - ・わかりやすく周知することで事業の理解と利用の促進を図る。
  - ・貸出希望農地の状況を整理して、受け手が情報収集しやすいようにまとめる。
  - ・地域ごとに「農業重点地域」をつくり、重点地域に対して農地中間管理事業を推進する。
- 水系を考慮した農地の集積・集約
  - ・水利組合など地元の農業者が共同化を図るなどして、水系の中から引き受け手を探していく。そのためには、水系ごとの賃貸借希望農地の把握に努める。
  - ・水系内に担い手がいない場合は、農地中間管理機構を通じて担い手の受入れを促進する。
  - ・まとまった農地の借受希望があれば、用水の確保等に集落として協力していく。
- 農業者連携
  - ・今後も将来農業について話し合える場をつくる。
  - ・地域のリーダーとなる農業者の育成を行う。
  - ・観光農園や大学生による農業体験を活用して関係人口の創出を図り、将来の地域農業の担い手となる人材確保に努める。
- 鳥獣被害防止対策の取組方針
  - ・地域全体で鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。
- 販売促進
  - ・ブランド米の生産・販売を更に拡大する。
  - ・果樹は現在の樹木を改植等することで販売単価の向上を目指す。
  - ・地域ごとに特産品となる農作物を作り、所得向上につなげていく。
- 農業者への支援
  - ・橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して農業者を支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	203 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域は恋野地域の農業振興地域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手への集積を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
事業をわかりやすく周知し、活用を促す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業振興条例を活用して、農地の効率化を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手となる認定新規就農者を積極的に受け入れるとともに熟練農業者との連携を図る。

以下任意記載事項（地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①国・県・市の補助制度を活用して鳥獣並びに病虫害の防除対策を推進する。
- ③県の補助事業を活用してスマート農業の導入を図り、農作業の省力化や効率化を高める。
- ⑤県の補助事業を活用して樹園地に園内道を整備するなど、農作業の効率化と安全性を高める。
- ⑦日本型直接支払制度などを利用して、地域の共同活動による保全・管理を行う。
- ⑩橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して、農業生産の効率性を高めると共に販路拡大を図り、収益拡大を図る。